

令和2年第3回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	令 2. 6. 2
件 名	加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設等について		
結 果	令和 2. 9. 28 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1項＝鹿児島市で独自に、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること。2項＝関係行政庁に対し、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること及び難聴を医療のカテゴリーに位置づけ、補聴器購入を医療保険の適用対象とすることを求める意見書を提出すること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、現在、身体障害者手帳が交付されている聴覚障害等級6級以上、すなわち両耳の聴力レベル70デシベル以上のものなどの補聴器購入については、国における補装具費支給制度の対象費目とされており、基準額の範囲内で、原則、購入等に要する費用の9割が支給されている。また、18歳未満で同手帳の交付対象とならない難聴児に対しては、早期の補聴器の使用が言語やコミュニケーション能力の取得などに重要とされていることから、本市において、難聴児補聴器購入助成事業を実施し、補聴器購入や修理に係る費用の一部を補助している。以上のことから、本市においては、加齢による軽度・中等度の難聴者への助成制度はないところである。</p> <p>なお、中核市における独自の制度としては、令和2年2月時点で、宇都宮市、前橋市及び船橋市の3市が、補聴器の購入に対して助成等を行っている。</p> <p>また、全国市長会においては、障害者福祉施策に関する提言の中で、「軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じること」、介護保険制度に関する提言の中で、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること」をそれぞれ採択し、本年6月30日、全国会議員及び関係府省等に提出し、その実現方について要請しており、九州市長会においても、「高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者について、年齢による制限のない補聴器購入に対する助成制度を創設すること」を要望している。</p> <p>本市としては、今後も引き続き、他都市の状況などを調査・研究するとともに、全国市長会等を通じて、国等に対し要望していきたいと考えている。</p> <p>なお、日本医療研究開発機構による「補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」については、国立長寿医療研究センターにおいて、2024年まで研究を継続さ</p>			

れるとのことである。

また、補聴器購入を医療保険の適用対象とすることについては、治療によって改善する人工内耳手術や高気圧酸素治療、ステロイド薬の投与などは、保険診療の対象となっているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「制度の導入は必要であるとの立場から、本件については採択したい。」という意見、「請願紹介議員から、参議院財政金融委員会における質疑を踏まえると、難聴と認知症との関係性について、一定のエビデンスが確認されれば、補聴器購入助成に対する公的な道が開かれるとの見解が示されたが、国立長寿医療研究センターにおける補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究については、2024年までかかるとのことであり、明確なエビデンスが確認されていない現状では、公的助成、医療保険の適用を求める意見書提出については、時期尚早と言わざるを得ないこと。また、本市独自の助成制度の創設については、他自治体の助成内容を見ても、真に有効性、現実性があるのか疑問を感じるところである。そのような中、九州市長会に加え、全国市長会においても、介護保険制度に関する提言の中に、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設が盛り込まれたところであり、今後の研究経過を見守りつつ、まずは国において助成制度の創設について総合的な検討がなされるべきと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「国による制度化という問題もあるが、他都市の事例等を見て、まずは本市独自で取り組んでいただきたいと強く考えることから、本件については採択したい。」という意見、「これまで身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者である大学生等の18歳以上を対象とする難聴児補聴器購入助成事業の拡充や、高齢者への補聴器購入助成事業の導入を本会議で要望してきたが、1項については、全国市長会が、軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じることや、介護保険制度による加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを国等に提言していること。また、九州市長会が、高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者について、年齢による制限のない補聴器購入に対する助成制度を創設することを要望していることを踏まえ、国等の動向を注視していきたいと考えること。2項の意見書提出については、国立長寿医療研究センターにおいて、2024年まで補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が継続されるとのことであり、その研究結果を待ちたいと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「認知症の問題等があるが、日常的なコミュニケーションが非常に取りにくいことが難聴の課題の一つでもあり、地方からしっかり声を上げていくことが必要と思うことから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	令 2. 8. 26
件 名	国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書提出について		
結 果	令和 2. 9. 28 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、1 項＝子供たちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に 20 人程度で授業ができるように、教職員の増員と教室の確保を国の責任で行うこと。2 項＝「20 人学級」を展望し、少人数学級を実現するために国は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、教職員定数改善計画を策定すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し、意見書の提出方を要請されたものである。

本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝現在の学級編制に基づく身体的距離の確保状況については、文部科学省が示した「学校の新しい生活様式」に基づき、教室内の座席は目安とされている 1 メートル間隔での配置に努めているが、児童生徒数が多い学級など十分な間隔が取れない学校もあることから、各学校においては、近距離で対面形式となる教育活動を行わないなどの工夫を行っているほか、全ての学校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、マスクの適切な着用や休み時間の手洗いなどの基本的な取組を引き続き徹底している。

また、教室の増とそれに伴う教職員の増については、1 学級 20 人を標準とした場合の市立小・中学校の学級数を、令和 2 年 5 月 1 日現在で試算したところ、小学校は 1,098 から 682 増加し 1,780 に、中学校は 438 から 377 増加し 815 になることから、各学校の現況を踏まえると、教室の確保は極めて困難であると考えている。

さらに、増加する教室数にあわせ同数程度の教員も必要になることから、教員免許のある者を千人以上募集することとなり、その確保についても非常に難しい面があると考えている。

2 項＝各学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、小・中学校の全学年の標準は 1 学級 40 人を上限とされていたが、平成 23 年の改正により、小学校 1 年は 35 人、2 年以上は 40 人とする学級編制となり、その後、現在まで改正は行われていない。

また、本県では、18 年度以降、小学校低学年においてきめ細かな指導が行われるよう、小学校 1・2 年において、1 学級の標準を 30 人とする学級編制を実施しており、本市でも、小学校 1・2 年は、基本的に 1 学級 30 人以下となっているが、小学校 3 年以上と中学校においては、国の基準に基づき、1 学級の標準を 40 人とする学級編制を行っている。

なお、本市としては、これまで全国都市教育長協議会等を通して、国に対し、少人数学

級等に対応した教職員定数の改善を要望してきているところであるとの説明がなされた。委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「請願者は、コロナ禍のもとで子供たちの命を守りたいとの思いから、20人程度で授業ができる環境の確立を求めているが、本市においても、教室内の座席の間隔を十分に取れない学校もあることが明らかになったことから、国の責任により、新型コロナウイルス感染症から子供たちの命を守る学習環境づくりを求めていく必要があること。また、20人学級への展望については、少人数学級を来年度から前進させるために国が動き出しており、本請願を採択することは、国の動きを地方から後押しすることになると考えること。以上の理由から、本件については採択したい。」という意見、「1項については、コロナ禍での対応として一定理解するが、本市の学校の現況を踏まえると、20人程度で授業を行うためには、教室及び教職員の確保等の課題に加え、当局の試算によると教員の増に伴う人件費として約47億7千万円が必要になることも明らかになるなど、実施は極めて困難であると考えること。2項については、現在、本県では1学級の標準を30人とする学級編制を小学校1・2年で実施しているところであり、20人学級の実現は、展望としても難しいのではないかと考えること。以上の理由から、本件については不採択としたい。」という意見、「全国から意見書が提出されることで、20人学級への展望が一步前進するのではないかと考えることから、本件については採択したい。」という意見、「1項については、20人学級をすぐに実現することは難しいが、本市においても、地域の感染レベルが3になれば、学級を分け、分散登校による授業を行わないといけない状況になることが明らかになったことから、実施に向けた国の対応を求める必要があると考えること。2項については、本市としても、きめ細かな指導ができる少人数学級の実現のため、国に対し、全国都市教育長協議会等を通して教職員定数の改善を要望してきていることから、議会としても国に声を届ける必要があると考えること。以上の理由から、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。